

湖西市インターンシップ実施要領

1. 趣旨

この要領は、開かれた市政推進の一環として、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき設置された大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（以下「大学等」という。）に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）を対象に、市役所等における就業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

インターンシップは、学生等が市政に対する理解を深めるとともに、進路の選択に向けた就業意識の向上に寄与することを目的とする。

3. 実習期間

原則として、毎年度 8 月 1 日から 10 月 31 日までの 2 週間以内の期間とする。ただし、それ以外の期間においても大学等から要請がある場合は、協議の上決定する。

4. 実習時間

原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、受入課が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、規定の時間外においても実習を行うことができるものとする。

5. 実習場所

原則として、湖西市役所、湖西市健康福祉センターその他市の部署が存する施設とする。

6. 実習生の受入れ

- (1) 募集については、「湖西市ウェブサイト」等により広報するものとする。
- (2) 実習を希望する学生は、大学等を経由して、申込書（様式第 1 号）を市へ提出するものとする。
- (3) 市は、申込み受付後、実習を希望する学生等を選考し、受入れの可否を受入決定通知書（様式第 2 号）により大学等に通知する。
- (4) 大学等は、受入れ可の決定通知を受けてから 2 週間以内に、覚書（様式第 3

号)を市へ提出するものとする。

7. 実習に係る費用

- (1) 市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費等、一切の金品を支給しない。
- (2) 市は、大学等及び実習生から、インターンシップに要する費用を徴収しない。

8. 実習生の身分

実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を有し、市の職員としての身分を有しない。

9. 実習に当たっての実習生の遵守事項

実習生は、地方自治の仕組みや湖西市のまちづくり等について事前に学習し、課題意識を持って実習に臨むとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守すること。
- (2) 事前に誓約書（様式第4号）を市へ提出すること。
- (3) 実習中は実習に専念し、所属長など市の職員の指示に従い、積極的な姿勢で実習に臨み、市役所の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 実習中に知り得た個人情報等については、実習中及び実習後を通じ、一切外部に漏らさないこと。
- (5) 市民に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い、市民に対する態度に十分配慮すること。
- (6) 実習中、貸与された名札を着用すること。
- (7) この要領に規定するもののほか、地方公務員及び本市の職務に関する規定に従うこと。
- (8) 実習後1か月以内に体験報告書（様式第5号）又は大学等で定める報告書を市へ提出すること。

10. 受入れに当たっての受入課の留意事項

受入課においては、以下の点について留意するものとする。

- (1) できるだけ応募学生等の希望を聞き、前向きに受け入れるよう努めること。
- (2) 受入れの可否を決定する決裁は、総務課長に合議をすること。
- (3) 受入れに当たっては、通常業務の支障とならないよう対処すること。
- (4) 実習生に対して、湖西市の職員として市役所のイメージを損なうことのないよう真摯な態度で臨むこと。
- (5) 実習に当たり、指導員を選任し、実習生を指導・監督すること。
- (6) 実習生のマナーや態度が悪い場合は、随時適切に指導すること。
- (7) 実習生に公用車を運転させないこと。

(8) 実習中、何か問題等が発生した場合は、速やかに総務課に連絡すること。

11. 事故責任等

- (1) 大学等又は実習生は、実習中（実習場所への往復を含む。以下同じ。）の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故については、自らの責任において対応するものとする。
- (2) 実習生が故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、連帯してその損害を賠償するものとする。

12. 実習の中止

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができるものとする。この場合において、実習を中止したときは、速やかに大学等にその旨を通知するものとする。

- (1) 実習生がこの実施要領の遵守事項に従わないとき。
- (2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
- (3) 市の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

13. 事務分担

次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める部署が担任する。

- (1) インターンシップ全般に関すること … 総務課
- (2) 実習の内容及び実施に関すること … 受入課

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。